

本県のエイズ診療体制の見直しについて

1 本県のエイズ診療体制の現状と課題

本県のエイズ診療体制については、平成5年度に、国から全国の拠点病院の整備を推進する方針(平成5年7月28日付け健医発第825号厚生省保健医療局長通知)が示されたことを受けて、平成8年度に整備した。その後、平成16年度に一部見直しを行い、平成19年度に愛媛大学医学部附属病院を中核拠点病院に指定し、現在は中核拠点病院1病院、専門協力病院1病院、基幹診療協力病院6病院(休止中の病院を除く)、一般診療協力病院6病院をエイズ診療拠点病院として選定し運用している。

しかし、前回の見直しから約20年が経過し、実態も変化しているほか、HIV感染者及びエイズ患者(以下「エイズ患者等」という。)の新規報告数は減少傾向にある一方で、抗HIV療法の進歩等により、エイズ患者等の累計数は年々増加している現状にあることを踏まえ、新たな診療体制の再構築が必要となっている。

2 県内のエイズ診療体制の見直し

このような状況を踏まえ、生涯に渡り抗HIV薬等を服用する必要があるエイズ患者等を主体とし、居住地において適切にサポートできる体制を整備するため、中核拠点病院、専門協力病院、基幹診療協力病院、一般診療協力病院の医療従事者を招集し開催した令和5年度愛媛県拠点病院連絡会議(令和6年2月22日、JRホテルクレメント宇和島)において、今後の県内のエイズ診療体制について協議を行い、意見提出期間も設けたうえで、次のとおり見直すこととしたもの。

- (1) エイズ患者等の新規報告数は減少傾向であることを踏まえ、拠点病院の中で診療実績等に差があることから、病院の機能に応じた役割分担を行う。
- (2) まず、東予・中予・南予の圏域ごとに抗HIV薬を配置している3病院を「拠点病院」と定め、「中核拠点病院」と連携してHIV診療や針刺し事故の対応等圏域内において中心的な役割を担う。
- (3) また、現在の拠点病院、診療協力病院及び拠点病院ではないが診療に協力してくれている病院は、引き続き「専門協力病院」もしくは「診療協力病院」として各圏域の拠点病院と協力しながら診療のサポートを行う。

エイズ診療体制に係る各病院の役割（変更後）

1 中核拠点病院

- ・拠点病院を全面的にバックアップする。
- ・拠点病院で対応困難な事例の受け入れを行う。
- ・診療協力病院に対して診療上の助言・技術的支援を行う。
- ・診療体制圏内病院、県、医師会、歯科医師会等関係機関との連携に努める。

2 拠点病院

- ・エイズ診療以外にも看護体制、服薬指導を含めたエイズ診療体制の充実に努める。
- ・HIV感染者・患者の安定した時期を中心に診療を行う。病態のモニタリング、定期的処方、副作用のチェックを中心に行い、適時中核拠点病院と相談し診療方針を決定する。
- ・対応困難な事例は、中核拠点病院と協議し、転院等対応を行う。
- ・日常の診療においてHIV感染症を念頭におき、患者・感染者の発見に努める。
- ・地元医師会において、HIV診療のリーダーとして積極的な検査の導入等を指導する。
- ・針刺し事故の際には当事者への説明、アドバイス等対応を行う。
- ・圏域においてHIV感染者・患者に対し、必要な医療を適切に提供するため、圏域内の協力病院との連携に努める。

3 専門協力病院

- ・HIV合併の結核・呼吸器疾患、精神疾患を主とした診療、最新情報の収集・提供を行う。
- ・診療協力病院に対し診療上の助言・支援を行う。

4 診療協力病院

- ・中核拠点病院、専門協力病院、拠点病院と連携しながら、HIV感染者・患者に対する適切なサポートを行う。

愛媛県エイズ診療体制（変更後）



